

2012年施行に向けて、韓国では国際デザイン出願システム導入のための法改正が進められています。韓国デザイン保護法の改善に実際に関わって来られた、李 英株 審査官・行政事務官を講師に迎えた「改正動向と活用」についてのセミナーが先日、開かれました。

調査研究されたことが改正法に反映されて行った過程や国としての方向性が、時に個人としての見解も交えられて語られ、韓国が自国内だけでなく海外に向けた目と、その対応の準備に取り組んでいる状況、取得したデザイン権が知的財産として積極的に利用できるための法の活用姿勢に、韓国のデザイン力の勢いと、その背景を感じさせられました。

3時間半に及びました説明の中から概要とポイントを、参加者の立場からお伝えします。

情報発信

海外デザイン保護セミナー「韓国デザイン保護制度の活用と改正動向について」

2010年9月10日(金)於:メルパルク東京 主催(社)日本デザイン保護協会

◆韓国デザイン保護法の変遷

- ・ 1950～70年代 … 政府中心のデザイン振興
- ・ 80～90年代に入って … 民間の大型企業中心のデザイン活性化
- ・ 「産業としてのデザイン」から、90年代後半～2000年代には「文化としてのデザイン」と捉えられるようになった。
- ・ 呼称も「美術特許」から「意匠」そして現在の「デザイン」と変化している。
- ・ 無審査制度、複数デザイン制度等の導入がされた。

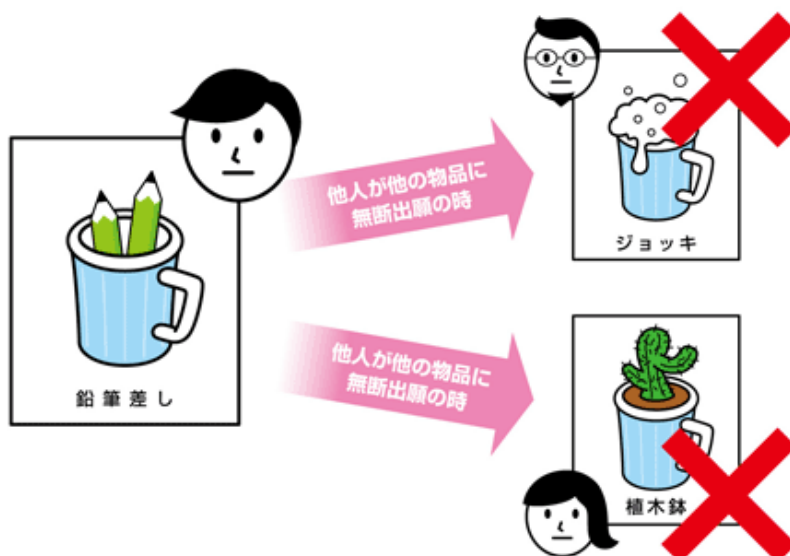
◆改正動向の核

- ・ グローバル化 … **国際デザイン出願制度施行を目指す。**
- ・ デジタル化 … 映像ファイルの提出許容や・3Dファイルの提出形式等の採用移行
- ・ 創作性を重要視する … **保護の対象と範囲の拡大、デザインのコンセプトの保護**
- ・ 出願図面の要件緩和 … 図面数を少なく、写真でも可。図面(写真)の整合性の緩和
- ・ 無審査出願対象の拡大 … **基本的には審査制**ですがライフサイクルの短い物品が対象(印刷物・包装紙・包装容器・画像デザインも入ります)
2009年の出願件数では、無審査12,488 審査46,936
2004～2009年の総数では、無審査62,847 審査253,588

◆保護範囲の拡大とは

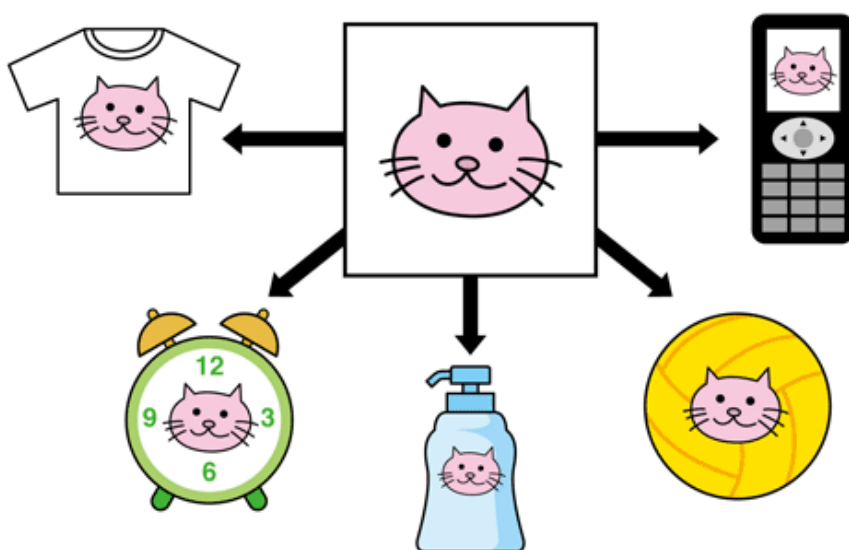
- ・ 物品の用途中心から創作中心へ … 物品枠を超えて保護可能(2012・1 施行予定)

例1)Aさんの取得権利「鉛筆差し」のデザインを他人がピアジョッキや植木鉢で申請登録が可能であったものが、保護範囲の拡大により 認められなくなる。



例2)キャラクターデザイン

変更前は、例えばシャツに施されたキャラクターデザインは、他の物品(日用雑貨・玩具・運動具等々)には使えませんでした。変更後は 様々な物品に対応できるようになる。



説明イラスト作成:委員/徳岡 健

- ・ 複数デザイン制度は、審査・無審査を区別せず、同一類(ロカルノ分類※注1)に含まれる物品は100個まで複数出願ができるようになる。
- ・ 複数出願されたものは、秘密・公開請求や拒絶・登録査定が、ひとくくりとしての扱いでなくその中の一部のデザインに対応される様になる。

その他の制度に対しても同様に、出願しやすく改革されていることで、出願件数を増やしデザイン力を強化していく方向が目指されている。

◆改正動向

国際力を確保するためヘーグ協定(※注2)の導入及び施行は、2011年までに国際デザイン出願システムの導入のための改正案の準備を進め、2012・7に改正案の施行予定、同年に国際デザイン出願システム(1999年法のみ)への加入予定としている。

☆☆☆

3時間半の講演は講師の解りやすく平易な説明で、あっという間に時間が過ぎ、大変興味深い内容で、隣国の知財に関する考え方に触れることができ、有意義な時間でした。

制度に関する説明も通訳を通してとは感じられない程、不都合無く受け取ることができました。中でも最も印象に残ったのは、「デザイン法の改善の基本に 創作者を大切に・デザイン権利者を大切にする 事を置き、そのためには権利範囲の拡大を検討する事、言い換えれば、 デザインのコンセプトの保護に照準 を当てる」と言う法整備の姿勢です。

そして、これは企業側から出された意見でもあるそうです。

講師は、この意見が出た背景に現在の韓国のデザインのレベルが上がってきて、模倣品が減少しているという企業側の自信があると話されました。が、国としてもそれが産業の発展に繋がるとの判断があったのだと思います。

...

国際的産業力の強化を目的として、出願の利便性からみた要件の緩和等、出願の奨励と増えたい出願に対する審査速度をあげるための改革案が、デザイン権の保護から外れて行かないようにするには、どのような整備がこれから加えられていくのか、とても興味深く受け止めました。

目覚ましい勢いで世界に発信している韓国デザインとその保護制度と、日本の現行制度との比較を通して、クリエイターが産業財産権を実感し知的財産としての活用を具体的に考えていけるような勉強会が計画できたら … と、課題の一つ持ち帰りました。

レポート:丸山 和子

※注1 … ロカルノ分類 ロカルノ協定という国際協定に基づいた意匠の国際分類。

※注2 … 英:the Hague Convention、ヘーグ協定(ハーグ、ヘイグと呼称、表記されることもある)

ヘーグ国際私法会議は国際私法の統一を目的として1893年に設立された国際機関。ここで締結された様々な条約をヘーグ条約と通称して呼ばれる。

活動報告

D-8デザイン保護研究会「D-8創作証」の検討

第2回2010年8月26日(木)18:30～21:00 於:JIDA事務局(六本木アクシスビル)

第3回2010年9月30日(木)18:30～21:00 於:同上

●第2回デザイン保護研究会

8月26日(木)JIDA事務局で行なわれたD-8デザイン保護研究会に丸山理事と参加しました。

前回からの検討事項「D-8創作証」についてJIDAの堀越委員長からの規約の案が提示され、規約と運用の方法について議論されました。結論が出ず、各団体の委員が持ち帰り検討し、次回の研究会で再度議論されることになりました。

●第3回デザイン保護研究会

9月30日(木)JIDA事務局で行なわれたD-8デザイン保護研究会に時田理事、丸山理事と参加しました。

前回の宿題であった「D-8創作証」の規約について各団体からの意見が提出され議論されました。その中で「創作証の目的」を「デザインのプロセスの保護」に中心におき、「創作証の役割」を「無断複製」「無断改ざん」「目的外使用」を禁止していくためのものと確認されました。

規約の細かい内容については、再度持ち帰り検討し、次回11月18日(木)の研究会で議論されることになりました。

「D-8創作証」の今後のスケジュール

- ・ 平成22年度内に規約を決定、承認
- ・ 規約決定後、マークを各団体で公募し決定
- ・ 平成22年5月頃から実験的に実施予定

レポート:権利保護委員 徳岡 健

☆権利保護委員会 開催☆

第四回 2010年9月24日(金)18:30～21:00 於:JPDA事務局